

財政の健全化判断比率を公表します

健全化判断比率と資金不足比率について、令和6年度決算に基づく九戸村の比率を次のとおり公表します。

◆ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの

単位：％

比率の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
九戸村の数値	－	－	8.7	－
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

(注)表中「－」は、実質赤字額、連結実質赤字額または将来負担すべき実質的負債額がないことを示しています。

◆ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの

単位：％

比率の名称	資金不足比率
会 計	
九戸村水道事業会計	－
九戸村下水道事業会計	－
九戸村索道事業特別会計	－
経営健全化の基準	20.00

(注)表中「－」は資金不足額がないことを示しています。

【算定結果】

九戸村の令和6年度決算に基づく健全化判断比率については、いずれの数値においても早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。実質公債費比率(3ヶ年平均)では、前年度よりも0.8ポイント高くなっています。令和6年度(単年度)の比率は前年度より約1.4ポイント上昇しました。これは、企業会計に対する繰出金及び元利償還金等が増加していることが大きな要因となっています。

○実質公債比率とは？

自治体の一般会計の借金ばかりでなく、出資する公営企業への繰り出しや、他の自治体と共同で設置している一部事務組合などの借金なども反映させた実質的な公債費(地方債の元利償還金)等将来的な負担の標準財政規模に対する比率を、過去3年間の平均値で指標化したもので、将来の資金繰りの程度を表す指標です。

○将来負担比率とは？

地方公共団体の一般会計などの借入金や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性がどの程度高いかを示したものです。

○資金不足比率とは？

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である営業収益(料金収入など)の規模と比較して指標化したもので、経営状況の健全度を示すものです。

《実質公債費比率・将来負担比率の推移》

単位：％

	R3	R4	R5	R6
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	7.2	7.6	7.9	8.7
将来負担比率	－	－	－	－

(注)表中「－」は、将来負担すべき実質的な負債額がないことを示しています。表中の年度は決算年度です。